

業務用冷凍空調機器

第一種冷媒フロン類取扱技術者講習

(旧フルオロカーボン漏えい点検資格者講習会)

募集要綱(抜粋)

(受講者用)

講習名 第 153 回仙台

日 時 令和 6 年 5 月 9 日(木)10 時～

会 場 宮城県トラック協会(3 階第 1 研修室)

〒984-0015 仙台市若林区卸町 5 丁目 8 番 3



一般社団法人

日本冷凍空調設備工業連合会

◇第一種冷媒フロン類取扱技術者とは◇

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会(以下日設連と略)では、不活性フルオロカーボン冷媒とする業務用冷凍空調機器の使用時漏えいを削減するため、(一社)日本冷凍空調工業会制定「冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい防止ガイドライン(JRA GL-14)」を基に「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検資格者規程」(現「冷媒フロン類取扱技術者規程」)及び「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン(JRC GL-01)」を制定しました。(制定日:平成22年10月1日)

冷媒フロン類取扱技術者制度は上記ガイドライン(JRC GL-01)に従い、使用中の機器の漏えい点検を行い、早期に「漏えい」を発見・処置することで、冷凍空調業界の使命として、フロンの漏えいを最小限に抑え、地球温暖化防止への寄与を業界上げて取り組むものです。

また、当該制度は、使用中の業務用冷凍空調機器の漏えいを点検するための資格であり、当該機器所有者の事前打ち合わせから、実際の漏えい点検作業、点検結果の記録、報告までを適切かつ確実に実施する者を日設連が認定するものです。

さらに、フロン排出抑制法の成立(平成25年6月)に伴い、講習内容も今までの「漏えい点検資格者」に「予防保全」を加え、さらに、業務の範囲を「点検」の他に、冷媒フロン類の「回収」や「充填」に広げ、フロン排出抑制法が要求する「知見」が備わった技術者として認定するものです。

フロン排出抑制法では、機器のフロン漏えい点検(定期点検)や機器へのフロンの「充填」を行うには「十分な知見を有する者」が自ら行うか立ち会うこととしており、その「十分な知見を有する者」として、同法の「運用の手引き」には「第一種冷媒フロン類取扱技術者」が示されています。

よって、「第一種冷媒フロン類取扱技術者」には、機器ユーザーやフロン排出抑制法などの社会的な要請から、フロンの漏えい防止を確実にするための機器の「定期点検」やフロンの「充填」を行う者として、今までよりも高度な技術的知見を有することが求められています。

そのため、一定の技術を持っている有資格者を対象に、さらなる講習・修了考査を実施し、合格することが必要となります。

1. 開催要領

(1) 受講資格 業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験(3年以上)を有し、かつ、下記資格の一つ以上を保有していること。(業務用冷凍空調機器 冷媒フロン類取扱技術者制度規程第13条、同実施細則)

ただし、⑤ウ.に該当する者は、保守サービスの実務経験は不要とする。さらに、【7.別表 職業能力開発促進法に定める公共職業能力開発施設】において、技能照査に合格かつ職業訓練を修了した者は、保守サービスの実務経験を1年以上又は2年以上とする。

- ①高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) 一種・二種・三種
- ②冷凍空気調和機器施工技能士 一級・二級
- ③冷凍空調技士 一種・二種
- ④冷凍空調工事保安管理者 A区分・B区分・C区分
- ⑤その他上記資格者と同等以上の知見を有する者と認められた者
 - ア. 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員(旧)
 - イ. 冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者
 - ウ. 高圧ガス製造保安責任者(甲種化学又は機械、乙種化学又は機械、丙種化学)でかつ業務用冷凍空調機器の製造・品質管理業務に5年以上従事した者
 - エ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械一種・二種・三種)試験合格者
 - オ. 冷凍空調技士(一種・二種)試験合格者

【7. 別表】に該当する者の必要な実務経験

技能照査	職業訓練時間	技能照査合格かつ職業訓練修了後に必要な保守サービス実務経験
合格	1,400 時間以上	2 年以上
合格	2,800 時間以上	1 年以上

(2) 講義内容

10:00~16:40 (開始時間等は会場毎に異なります)

内 容	講義時間(分)
オリエンテーション (あいさつ)	5
第1章 冷媒フロン類の地球環境問題	30
第2章 冷凍空調機器に関わる関係法令と安全衛生	40
第3章 冷凍空調機器の冷媒漏えい防止ガイドライン (JRA GL-14)	20
第4章 業務用冷凍空調機器 冷媒フロン類取扱技術者制度規程	10
第5章 業務用冷凍空調機器 フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン (JRC GL-01)	125
修了考査の説明	10
修了考査※	60
その他 (昼食休憩、途中休憩等)	100

※) 修了考査は、四者択一の25問。テキスト・教材類の参照禁止。

2. 申込み要領

(1) 提出書類

1) 受講願書 (様式2)

- ① 顔写真1葉 (縦3cm×横2.4cm、カラー) を貼付
(写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい)

2) 業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等の実務経歴書 (様式1)

3) 受講票 (様式4)

- ① 顔写真2葉 (縦3cm×横2.4cm、カラー) を貼付
(写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい)

※「顔写真」は、受講願書 (様式2) と受講票 (様式4) で、合計3葉必要になります。

(合格後は、技術者証の顔写真となりますので、出願前3ヶ月以内に撮影したカラー写真(上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし)で鮮明なものをご用意下さい。)

4) 添付書類 (縮小等により①~③の書類を別のA4用紙に貼付)

- ① 受講料26,180円 または27,180円(昼食込) (税込み) の振込み控え (写)
② 身分を証明する以下のいずれか1つ

(A4の用紙に、氏名・生年月日・現住所が確認できる部分も合わせてコピーして下さい)

ア. 住民票 イ. 運転免許証の写し ウ. 健康保険証の写し エ. パスポートの写し

- ③ 受講資格を証明する資格者証等の写し

- ④ 【7. 別表】に該当する上記③の受講資格を有する者で、職業訓練時間を除く、保守サービスの実務経験が3年未満の者は、技能照査合格証書及び修了証書の写しが必要になります。

巻末の「チェックリスト」でご確認のうえ、提出して下さい。

(2) 申込方法

角2封筒(A4用)に上記の提出書類を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法(書留や特定記録等)で郵送して下さい。(封筒の前面に、「第一種冷媒フロン類取扱技術者講習申込書在中」と明記して下さい。)

提出先： 一般社団法人 宮城県冷凍空調設備工業会
〒984-0002 宮城県仙台市若林区卸町東 1-3-8
TEL 022-231-3520 FAX 022-231-3521

(3) 受講料

27,180円(税込み)・(受講料26,180円と昼食代1,000円を含む)

*教材費を含みます。

*振込手数料は振込人のご負担です。

*受講料は原則返還しません。ただし、業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程運営要領第8条第3項に該当する場合は、同運営要領第9条の規定に従い受講料を返還します。

(4) 受講料振込先

口座名 一般社団法人 宮城県冷凍空調設備工業会
七十七銀行本店営業部 普通 7866003

(5) 受講票の送付について

- ① 受講申込みをされた方には、受講資格及び提出書類により受講審査を行い、受講資格があると認められた者には、受講料の入金確認後、「受講票」を送付します。(原則、受講日の10日前までに送付します) 受講が認められなかった者には、その旨の通知と申込関係書類、審査手数料(2,140円(税込み))と返還に係る費用を差し引いた受講料を返却します。
- ② 受講票と一緒に、講習で使用する「テキスト」を送付します。原則、会社宛に送付します。

(6) 願書等送付先・問い合わせ先

一般社団法人 宮城県冷凍空調設備工業会
〒984-0002 宮城県仙台市若林区卸町東 1-3-8
TEL 022-231-3520 FAX 022-231-3521

3. 修了考査の実施

(1) 修了考査

講習の最後に修了考査を実施します。
試験は、四者択一式の25問です。
試験の際は、テキスト類の参照はできません。

(2) 合否発表

合否の発表については、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会のホームページ (www.jarac.or.jp) に、開催場所毎に受講者番号を一定期間公表します。合格者には、「第一種冷媒フロン類取扱技術者講習」修了考査試験結果通知書(様式7)及び第一種冷媒フロン類取扱技術者証(様式3)を送付します。不合格者には、実務経歴書(様式1)・再受講願書(様式5)・再受講票(様式6)・修了考査試験結果通知書(様式7)を送付します。

合格者は、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会のホームページ(技術者名簿)に公表されます。公表内容は、技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地の都道府県名、有効期限です。

(3) 技術者証の交付

合格者には「第一種冷媒フロン類取扱技術者証」(様式3)を交付します。

(4) 不合格者への特例措置

講習を受講したが、修了審査に不合格になった者に対し、最初に不合格後1年以内に1回まで受講免除し、修了試験のみ受けられます。(費用は12,540円(税込み)(受講も可))

(5) 合格者のデータベース化

修了審査合格者は、第一種冷媒フロン類取扱技術者として、日設連のホームページに公表します。公表内容は、修了年月日、修了証番号、氏名、会社名、会社所在地の都道府県名、有効期限です。

4. 第一種冷媒フロン類取扱技術者証の更新

(1) 有効期限

第一種冷媒フロン類取扱技術者証の有効期限は、5年間です。更新をしなければ、有効期限後は、技術者証は無効となります。

(2) 更新

有効期限を延長する場合は、更新手続きをする必要があります。

5. 個人情報保護について

(1) 法令等の遵守

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会は、第一種冷媒フロン類取扱技術者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法令等を遵守します。

(2) 利用目的

利用目的は以下のとおりです。

- 1) 第一種冷媒フロン類取扱技術者講習申込の受講審査及び個人認証のため
- 2) 第一種冷媒フロン類取扱技術者に対し、冷凍空調工事等に関連した情報提供のため
- 3) 第一種冷媒フロン類取扱技術者の技術証等の再発行、更新講習のため
- 4) 第一種冷媒フロン類取扱技術者制度の推進のために実施する、各種アンケート調査等のため
- 5) 技術者制度のデータベースのため
- 6) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計資料等を作成するため

(3) 適正な個人情報の取得

個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはありません。

(4) 第三者への提供

次の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

- 1) 第一種冷媒フロン類取扱技術者よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合。
- 2) 法令に基づく場合。
- 3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、第一種冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることが困難であるとき。
- 4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、第一種冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることが困難であるとき。
- 5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、第一種冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 安全管理

- 1) 個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 2) 個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように指導、適切な措置を講じます。
- 3) 個人情報の取扱い全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4) 個人情報の取り扱いの苦情については、適切かつ迅速な対応をいたします。